

夷隅郡市広域市町村圏事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 2 9 年 4 月 1 日
夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防長

夷隅郡市広域市町村圏事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 2 7 年法律第 6 4 号。以下「法」という。）第 1 5 条に基づき、夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者及び夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 8 年 3 月 3 1 日までの 9 年間とする。
ただし、平成 3 3 年度（5 年後）には検証し、実情に応じて改定を行うものとする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

夷隅郡市広域市町村圏事務組合（以下「当組合」という。）では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性職員の活躍推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 1 5 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 2 7 年内閣府令第 6 1 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、当組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題の分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次の通り目標を設定する。

なお、この目標は、当組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げる。

(1) 職員に占める女性職員の割合（消防機関）

平成 3 7 年度までに、女性消防吏員の割合を 5 % 以上にする。

- (2) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
平成33年度までに、係長相当職以上の女性職員の割合を5%以上にする。
- (3) 男性職員の育児休業取得の促進
平成37年度までに、育児休業を取得する男性職員の実績を作る。
- (4) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数
平成37年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を50%以上にする。
- (5) 年次休暇取得の促進
平成33年度までに、年次休暇の平均取得日数を10日以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。
なお、この取組は平成29年度から実施するものとする。

- (1) 女性消防吏員の採用について
 - ① 採用試験を実施するにあたり、女性の受験者数を増やすため、管内の大学や高等学校への広報を促進する。
 - ② 女性消防吏員採用に係る体制の整備並びに消防庁舎等職場環境や施設の整備を行う。
- (2) 女性職員の登用推進について
 - ① 職員の意欲、能力等を十分考慮し、男女の区別なく、適材適所を基本に登用を図る。
 - ② 女性職員のみを対象とする研修や外部研修への派遣を行い、人材育成を実施する。
- (3) 男性職員の育児休業取得の促進について
育児休業制度の周知を図るとともに、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを行う。
- (4) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇について
男性職員に対して子育て支援のための制度等を周知し、育児参画の推進に努める。
- (5) 年次休暇取得の促進
年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。